

# 中央幹線ほか管渠点検業務委託特記仕様書

(北上川上流流域下水道 都南処理区)

令和 8 年 度

北上川上流流域下水道事務所

## 中央幹線ほか管渠点検業務委託特記仕様書

### 第1 適用範囲

本仕様書は、「中央幹線ほか管渠点検業務委託」に適用する。

本仕様書に記載なき事項は、委託業務共通仕様書を適用する。

### 第2 業務概要

本業務委託は、下水道管渠などの施設の状態を把握し、事故を未然に防ぐため定期的に巡回点検を実施するものである。

### 第3 業務内容

#### (1) 通常時点検 36回

幹線管渠部、及びマンホール部は月3回（概ね10日に1回）巡回点検を実施し、その都度、監督員及び業務監理員（以下「監督職員等」という。）に流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書（以下「巡回点検報告書」という。）を提出するものとする。

#### (2) 水門・ゲート部のフェンス等点検 2回

水門・ゲート部の敷地内及びフェンス、圧送部の空気弁、排泥室及び管理孔、水管橋及びポンプ場は年2回（概ね6ヶ月に1回）の巡回点検を行い、その都度、監督職員等に巡回点検報告書を提出するものとする。

水門ゲート部・・・雫石川水管橋、減勢工、中川原ゲート、手代森ゲート

圧送管部(空気弁・排泥室・管理孔)・・・71箇所

(鶯宿幹線38箇所、小岩井幹線4箇所、雫石幹線4箇所、矢巾幹線2箇所、玉山幹線23箇所)

マンホール内部に滞水がある場合は、年2回のうち1回は、水替えを行い点検するものとする。なお、実績水替え箇所は設計変更の対象とする。

水管橋・・・9箇所

(雫石川水管橋、繫大橋添架管、猿田水管橋、天狗水管橋、戸沢水管橋、町場橋添架管、菟内橋添架管、砂込水管橋、榎沢橋添架管)

ポンプ場・・・9箇所

(中川ポンプ場、減勢工、高田ポンプ場、手代森ポンプ場、東仙北ポンプ場、繫ポンプ場、菓子ポンプ場、柴沢ポンプ場、舟田ポンプ場)

#### (3) 河川占用許可標示板の点検 1回

以下に示す河川占用箇所における、河川占用許可標示板の設置状況を年1回点検するものとする。

21箇所（雫石川（御所湖）、北上川、見前川、新川、諸葛川、南畑川）

#### (4) 施設案内標識 1回

浄化センター等の施設案内標識について、設置状況を年1回点検するものとする。

(5) マンホール蓋の開閉及び受枠清掃 1回

以下の箇所について、出水期（7月～9月）前にマンホール蓋を開閉し、併せて受枠の清掃を行うものとする。

中央幹線 M26～M33、滝沢1号幹線 M23、矢巾幹線 M25、雫石幹線 M19、雫石幹線 M2-12、玉山幹線 M89、玉山幹線 M144

(6) マンホール段差簡易補修 欠損部補修工（パッチング） 1.0 t

マンホールと舗装に段差等が認められる場合は、簡易補修を実施するものとする。

(7) 異常時点検

震度4以上の地震が発生した場合は、別添「地震直後の管渠施設緊急点検方法について」のとおり自主的に巡回点検を実施した後異常の有無を電話で監督職員等に報告し、報告書は後日提出するものとする。

更に都南処理区については、点検延長が長く報告まで時間を要してしまうことから緊急点検（1次・2次）を2班体制で実施するものとする。

また、地震以外の災害等については、監督職員等が電話等により受注者に対し巡回点検を指示するものとする。

巡回点検回数が異常事態の発生により年間36回を越える場合は、設計変更の対象とするものとする。

(8) 巡回点検方法

巡回点検は、下水道幹線管渠沿いに車両等により道路上及び河川堤防等から目視点検するものであり、点検項目は、(10)に示すとおりである。

巡回点検中に異常等を発見し場合、緊急対応が必要な際は直ちに監督職員等に電話等により連絡し、指示を受けるものとする。

交通誘導が必要な場合は、予め道路管理者及び所轄警察署に手続きする必要があるため、事前に監督職員等へその旨報告するものとする。

(9) 巡回点検対象幹線：別添幹線路線図のとおり。

玉山幹線	延長	23.880 km
滝沢1号幹線	延長	7.660 km
滝沢2号幹線	延長	1.510 km
中央幹線	延長	10.180 km
小岩井幹線	延長	4.510 km
雫石幹線	延長	13.330 km
鶯宿幹線	延長	7.760 km
矢巾幹線	延長	5.310 km
広宮沢幹線	延長	4.330 km
都南幹線	延長	3.180 km
手代森幹線	延長	1.120 km
	合計	82.8 km

(10) 点検項目

1) 管渠部 (月3回)

- ア 路面の陥没の有無
- イ 地表面の沈下の有無
- ウ 管渠埋設個所の近接工事等による損傷の有無
- エ 路面車輛運行への支障の有無
- オ 土砂流入有無

2) マンホール部 (月3回)

- ア 受枠、蓋及び鍵の損傷の有無
- イ 蓋の磨耗、ガタツキ及び音鳴り等の有無
- ウ マンホール廻りの不等沈下及び路面段差の有無
- エ マンホール周辺の工事等による損傷の有無

3) 水門ゲート部 (年2回)

- ア ゲート周りのフェンスおよび鍵の損傷の有無
- イ ゲート周りの近接工事等による損傷の有無
- ウ ゲート室管理マンホール受枠、蓋及び鍵の損傷の有無

4) 圧送管部 (年2回)

- ア 空気弁のマンホール受枠、蓋及び鍵の損傷の有無
- イ 空気弁の異常作動の有無
- ウ 空気弁の損傷の有無
- エ 空気弁からの漏水の有無

5) 水管橋部 (年2回)

- ア 橋座接合部からの漏水の有無
- イ 橋台及び橋脚部の損傷の有無
- ウ 水管橋塗装の損傷の有無
- エ 橋梁添架支持材の損傷の有無

6) ポンプ場 (年2回)

- ア 建物及び屋根の異常の有無
- イ 建物周りのフェンス及びかぎの損傷の有無
- ウ 基礎や地表面の沈下の有無
- エ 他の施設による異常の有無

7) 河川占用許可標示板 (年1回)

- ア 標識柱の異常の有無
- イ 標示板の異常の有無
- ウ 標示板固定金具の異常の有無

8) 施設案内標識 (年 1 回)

- ア 標識柱の異常の有無
- イ 標識板の異常の有無
- ウ 標識板固定金具の異常の有無

(11) 施設の修繕等

点検の結果判明した施設管理上支障となる不具合により、補修が必要と認められる場合は、監督員等は受注者と協議のうえ補修を指示するものとする。受注者は、すみやかに補修を実施し、後日、補修前後の状況について報告書にとりまとめ提出するものとする。なお、この指示による補修は設計変更の対象とする。

#### 第 4 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員等に提出し承諾を得なければならない。
- (2) 監督職員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- (3) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - 1) 業務概要
  - 2) 業務工程表
  - 3) 業務体制及び現場組織表
  - 4) 安全管理
  - 5) 業務内容及び手順
  - 6) 緊急時の体制及び対応
  - 7) その他

#### 第 5 流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書

(1) 巡回点検報告書

別紙様式のとおりとする。巡回点検報告書 (2) (3) については、全マンホール間ごとに判定することを基本とするが、異常箇所が無い場合は、省略することが出来る。報告書のサイズは A 4 版とする。

(2) 写真管理

異常箇所、及びマンホール等状況を点検毎提出する。なお、マンホール状況写真は、年 36 回の巡回点検で全マンホールを 2 巡するよう計画し撮影すること。

1) 写真の大きさ

サービスサイズとし、A 4 版の写真帳にまとめること。

2) デジタル写真

デジタル写真とし、プリントした際に日付が出力されるようにカメラを設定すること。

### 3) デジタル写真条件

- ア) 有効画素数100万画素 程度
- イ) 拡張子JPG
- ウ) 印刷は3年程度に顕著な劣化が生じないこと。
- エ) 業務完了後、電子媒体（CD-R、DVD-R など）にまとめ提出すること。  
(点検日、位置が分かるようにすること)

### 4) 撮影要領

- ア) 通行車両や歩行者、自転車等及び点検者の安全を確保して撮影すること。
- イ) 撮影対象の近くにバリケード又はカラーコーンなどを置き周囲に注意喚起すると共に、点検者の安全を確保のこと。ただし、撮影対象を隠さないよう注意すること。
- ウ) 点検箇所の全体の分かる「全景」と、点検対象の状態がはっきり判読できる「近景」とを区別して撮影すること。

## 第6 マンホール段差簡易補修

### (1) 補修必要箇所の状況報告書

管渠点検を実施した結果、段差補修の必要が認められる場合には、その状況と数量等が判断出来る資料を添えて、巡回点検報告書（8）にて報告するものとする。

### (2) 段差補修の実施

上記（1）で報告を行い、監督職員等の指示を受けて、段差補修を実施するものとする。また、道路使用許可及び交通誘導の必要を事前に調査し、受注者が中心となり、必要な手続きを行うものとする。

緊急に処置が必要となった場合は、電話等で監督職員等に連絡をし、指示を受けてから補修を実施すること。後日、補修前と補修後の状況を報告書にまとめて提出するものとする。

### (3) 段差補修実績報告書の提出

上記（2）で実施した補修実績を毎月1回、巡回点検報告書（9）にて報告するものとする。

段差補修実績報告書の結果により、当初想定数量と乖離が生じた場合には、設計変更の対象とするものとする。

## 第7 幹線草刈

本業務委託には、幹線草刈業務を含み、対象箇所の草刈を年2回実施するものとする。また、刈草については、盛岡市クリーンセンターにて適正に焼却処分するものとする。なお、実績刈草処分量については、設計変更の対象とするものとする。

### (1) 幹線草刈箇所

- 1) 減勢工（中央幹線） 盛岡市本宮2丁目2-3地先

2) 猿田水管橋（雫石幹線） 盛岡市繫字下猿田地内

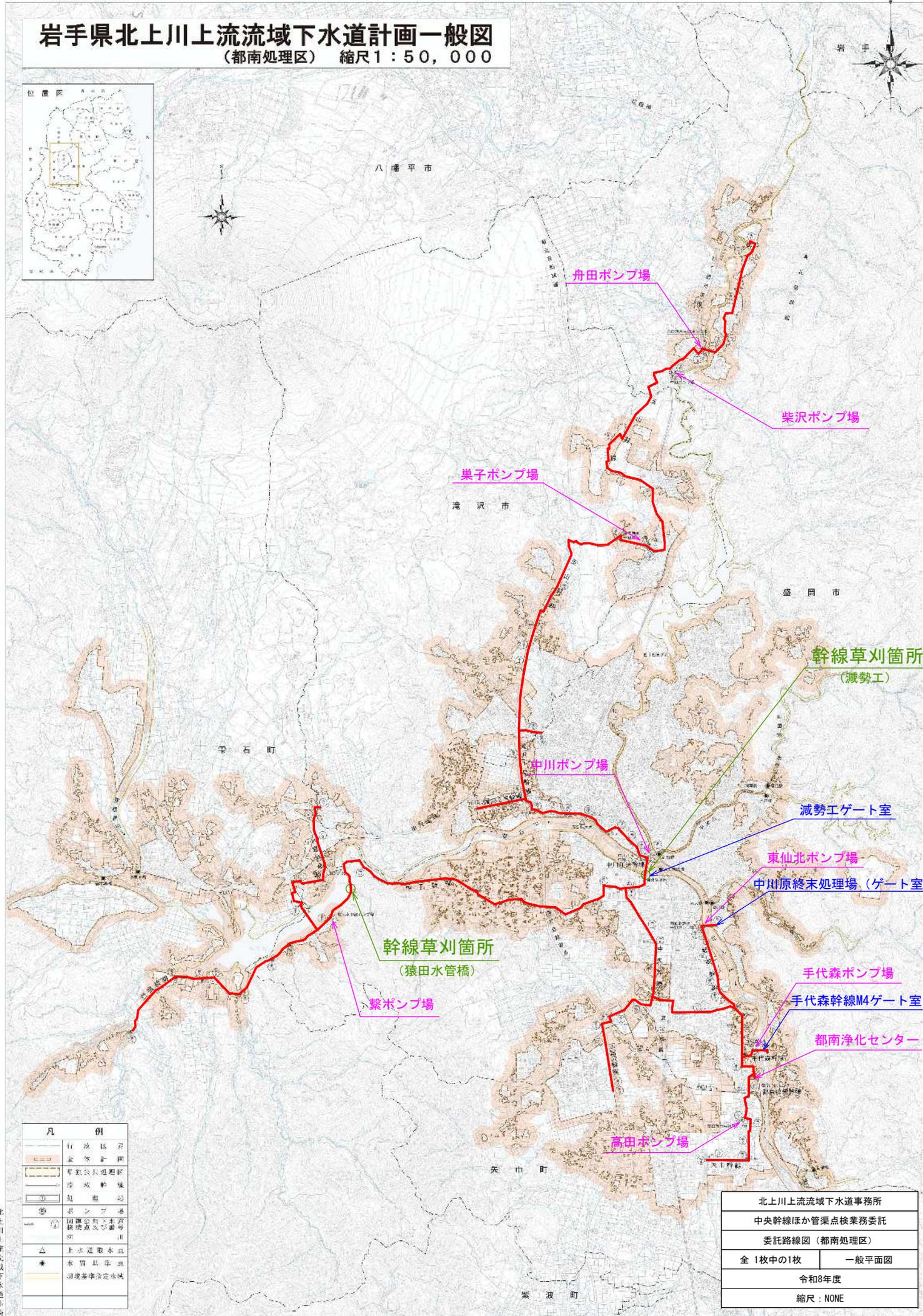
第8 交通誘導警備員

本業務では、舗装補修に係る交通誘導警備を下表のとおり計上しているが、現場状況に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員等と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	総配置員数	昼夜別	交替要員の有無
路線名： その他路線	検定合格者：0名 その他：2名	昼	無

# 岩手県北上川上流流域下水道計画一般図

(都南処理区) 縮尺1:50,000



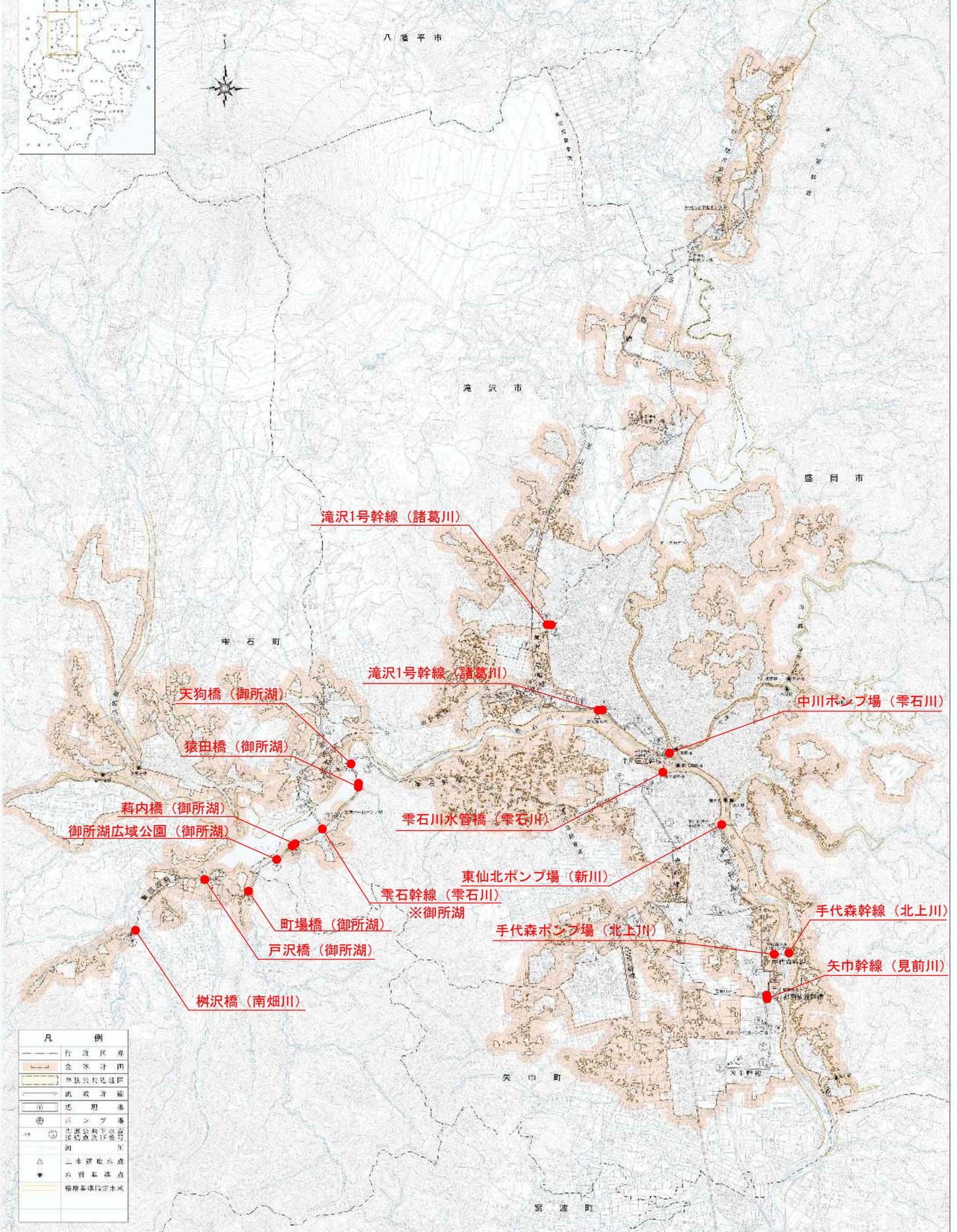
凡 例	
	行政区界
	市界
	区界
	県道
	国道
	鉄道
	河川
	川
	川床
	取水点
	水取計器
	水取計器・流量計

北上川上流流域下水道事務所	
中央幹線ほか管渠点検業務委託	
委託路線図 (都南処理区)	
全 1枚中の1枚	一般平面図
令和8年度	
縮尺: NONE	

北上川上流流域下水道事務所

岩手県北上川上流流域下水道計画一般図  
 (都南処理区) 縮尺1:50,000

都南処理区：河川占用許可標示板位置図



凡 例	
	行政区域界
	金谷計田
	無法人見込田
	武蔵野線
	河川
	ポンプ場
	河川公転下水道 接続点
	上水採取点
	水質基準点
	橋脚基礎固定本架

北上川上流流域下水道事務所



## 地震直後の管渠施設緊急点検方法について

### 1. 緊急点検の目的

管渠施設は延長・人孔数とも膨大であることから、地震直後の点検箇所について優先度を定め、迅速に施設状況確認及び被害状況把握をするとともに、応急措置（舗装補修、バリケード設置など）を実施することで、二次災害を未然に防ぐことを目的とするものである。

### 2. 緊急点検の優先順位及び点検範囲

- ① 第1次緊急点検（緊急輸送道路・特殊構造部分・その他被害を受けやすいと推定される部分）
- ② 第2次緊急点検（その他の全路線）

### 3. 点検開始及び点検結果の報告

（点検開始）

- ① 地震発生後直ちに自主的に点検を開始すること。
- ② 夜間に地震が発生した場合は、第1次緊急点検のみとし、第2次緊急点検は翌日の日中に実施すること。

	昼間	夜間
震度4	第1次	第1次
震度5弱以上	第1次 第2次	第1次 (第2次は翌日)

（報告）

- ① 第1次緊急点検終了時、第2次緊急点検終了時に、その都度、監督職員（業務監理員）に口頭で報告し、その後速やかに別紙”緊急点検表”をFAXすること。

### 4. 震度別緊急点検範囲

- ① 震度4：第1次緊急点検
- ② 震度5弱以上：第1次緊急点検及び第2次緊急点検

### 5. 緊急点検時の点検内容及び留意点

- ① 特殊構造部分（水管橋、添架管）を点検する際は、双眼鏡等を使用し、漏水、管渠のズレ等を点検する。
- ② マンホール周囲の舗装等の沈下の有無を点検する。
- ③ 上記沈下が確認された場合はマンホール蓋を開けて汚水が流れているか点検する。（人孔内部には絶対に入らないこと。）
- ④ マンホールから汚水が流出していないか点検する。
- ⑤ 震度観測点毎に別紙”第1次緊急点検の管渠施設点検箇所表”に従って点検する。

## 6. その他

- ① 緊急輸送道路とは、岩手県地域防災計画で指定された緊急輸送道路  
… 別表参照
- ② 特殊構造部分とは、水管橋、橋梁添架管 … 別表参照
- ③ その他被害を受けやすいと推定される部分 … 別表参照

第1次緊急点検の管渠施設点検箇所表

処理区	震度観測点	幹線名	No.	1次緊急点検箇所	路線名	種別
【都南処理区】	・盛岡市山王町 ・盛岡市馬場町	中央幹線	⑤	M14～M15間	国道4号	1次
			⑥	M13～M15間	〈市〉岩手飯岡駅前通線	2次
			⑦	M12～M13間	(一)不動盛岡線	1次
			⑧	M11～M13間	国道46号	1次
			⑨	M6～M7間	国道46号	1次
			⑩	M6～M7間	国道46号	1次
			⑪	M2～M3間	(主)盛岡環状線	2次
		中川圧送幹線	①	雫石水管橋	特殊構造部	特殊
		都南幹線	⑫	M9～M10間	(主)上米内湯沢線	1次
		広宮沢幹線	⑬	M1～M2間	国道46号	1次
		雫石幹線	⑭	M125～M126間	(一)本宮長田町線	2次
			⑮	M122～M125間	〈市〉宮沢小幅線	2次
			⑯	M116～M117間	国道46号	1次
			⑰	M111～M112間	(主)盛岡和賀線	2次
			⑱	M55～M64	(主)盛岡環状線	2次
			⑲	M2-8～M55	(一)盛岡鶯宿温泉線	2次
			②	繫大橋添架管	特殊構造部	特殊
			③	猿田水管橋	特殊構造部	特殊
			④	天狗水管橋	特殊構造部	特殊
			鶯宿幹線	⑳	(雫)M2-8～I13	(一)盛岡鶯宿温泉線
	⑤	蔦内橋添架管		特殊構造部	特殊	
	滝沢1号幹線	㉑	M17-1～M20間	(主)盛岡横手線	2次	
		㉒	M17～M17-1間	国道46号	1次	
		㉓	M15～M16間	国道46号	1次	
	滝沢2号幹線	㉔	M16～M17間	E4東北縦貫自動車道	1次	
	・盛岡市洪民	玉山幹線	⑧	砂込水管橋 <sup>(注1)</sup>	特殊構造部	特殊
	・滝沢市鶯飼	玉山幹線	⑧	砂込水管橋 <sup>(注1)</sup>	特殊構造部	特殊
			⑳	M139～砂込水管橋間	国道4号	1次
			㉔	M124～M125	その他被害を受けやすい部分	その他
			㉓	M123～M124間	国道4号	1次
			㉒	M110～M124間	〈市〉滝沢駅線	2次
			㉑	M109～M110間	〈市〉紫野第2号幹線	2次
			㉐	M109～M110間	(主)盛岡環状線	2次
			㉑	M88～M109間	その他被害を受けやすい部分	その他
			㉒	M73～M74間	国道4号	1次
			㉑	M37～M61間、M62～M63	(主)盛岡環状線	2次
			㉑	M25～M26	(主)盛岡環状線	2次
			㉑	M13～M18間	E4東北縦貫自動車道 滝沢SIC	1次
			滝沢1号幹線	㉑	M1～M8	(一)盛岡滝沢線
		・雫石町西根上駒木野	小岩井幹線 <sup>(注2)</sup>	㉑	M33～M34間	国道46号
	・雫石町千刈田	鶯宿幹線	㉑	I12～I25	(一)盛岡鶯宿温泉線	2次
			⑥	町場橋添架管	特殊構造部	特殊
			⑦	戸沢水管橋	特殊構造部	特殊
			⑧	樹沢橋添架管	特殊構造部	特殊
	・矢巾町南矢幅	矢巾幹線	①	M18～M19間	国道4号	1次
			②	高田ポンプ場～M40間	国道4号	1次
			③	M5～M18	(一)矢巾停車場線	1次
④			M1～M5	(一)矢巾停車場線	2次	

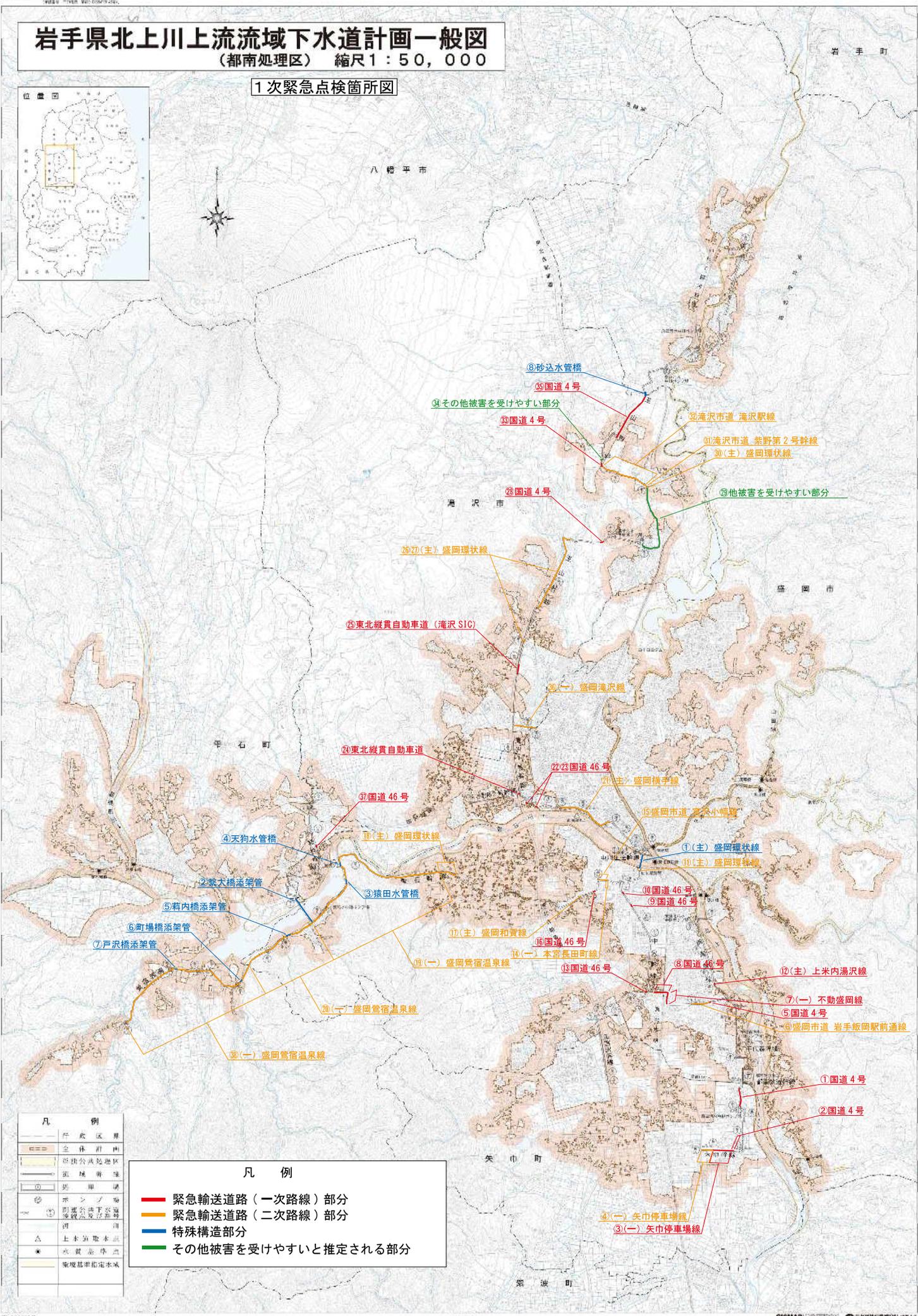
注1. 砂込水管橋は、盛岡市(旧玉山村)と滝沢市に跨っている特殊構造部であり、その重要性を鑑み盛岡市洪民及び滝沢市鶯飼のいずれか一方でも対象震度が確認された場合に点検する。

注2. 小岩井幹線は、盛岡市と雫石町とを入り組んで埋設されており、詳細に区分けすると煩雑になることから、観測点が近い雫石町の震度をもって点検するものとする。なお、2次緊急点検についても同様とする。

# 岩手県北上川上流流域下水道計画一般図

(都南処理区) 縮尺1:50,000

## 1次緊急点検箇所図



凡 例	
	行政区域界
	全市町村界
	下水道処理区域界
	下水道管線
	駅
	河川
	上水取入点
	水供給点
	浄水場

凡 例	
	緊急輸送道路(一次路線)部分
	緊急輸送道路(二次路線)部分
	特殊構造部分
	その他被害を受けやすいと推定される部分

北上川上流流域下水道事務所  
平成30年1月











流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書 (5) - 1

処理区名	都南処理区	巡回点検 年月日		令和 年 月 日 曜日				受注者						
幹線名	圧送管部			具 体 的 な 状 況								確 認 日	備 考	
	マンホールNo.	管渠構造		路 面										
		形 状	内径寸法	マンホール受 枠、蓋及び鍵の 損傷の有無	空気弁の異常 作動の有無	空気弁、及び 点検孔の損傷 の有無	空気弁、及び 点検孔からの 漏水の有無	マンホール躯体 の損傷の有無						
鶯宿幹線	A-1	2号	φ1200											空気弁
鶯宿幹線	I-1	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-2	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	A-2	2号	φ1200											空気弁
鶯宿幹線	I-3	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-4	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-5	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-6	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-7	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	A-3	2号	φ1200											空気弁
鶯宿幹線	I-8	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-9	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-10	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-11	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-12	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-13	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-14	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-15	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-16	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-17	3号	φ1500											管理孔
鶯宿幹線	I-21	3号	φ1500											管理孔

流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書 (5) - 2

処理区名	都南処理区	巡回点検 年月日		令和 年 月 日 曜日				受注者					
幹線名	圧送管部		具 体 的 な 状 況								確 認 日	備 考	
	マンホールNo.	管渠構造		路 面									
		形 状	内径寸法	マンホール受 枠、蓋及び鍵の 損傷の有無	空気弁の異常 作動の有無	空気弁、及び 点検孔の損傷 の有無	空気弁、及び 点検孔からの 漏水の有無	マンホール躯体 の損傷の有無					
鶯宿幹線	I-22	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-23	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-24	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-25	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-26	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-27	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-28	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-29	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-30	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-31	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-32	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-33	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-34	1号	φ900										管理孔
鶯宿幹線	I-35	3号	φ1500										管理孔
鶯宿幹線	I-36	3号	φ1500										管理孔
小岩井幹線	A-1	2号	φ1200										空気弁
小岩井幹線	B-1	1号	φ900										排泥室
小岩井幹線	I-1	2号	φ1200										管理孔
小岩井幹線	A-2	2号	φ1200										空気弁
雫石幹線	B-1	1号	φ900										排泥室
雫石幹線	B-2	1号	φ900										排泥室

流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書 (5) - 3

処理区名	都南処理区	巡回点検 年月日	令和 年 月 日 曜日				受注者							
幹線名	圧送管部		具 体 的 な 状 況									確 認 日	備 考	
	マンホールNo.	管渠構造		路 面										
		形 状	内径寸法	マンホール受 枠、蓋及び鍵の 損傷の有無	空気弁の異常 作動の有無	空気弁、及び 点検孔の損傷 の有無	空気弁、及び 点検孔からの 漏水の有無	マンホール躯体 の損傷の有無						
矢巾幹線	A1	特殊	1.2×1.2											空気弁
矢巾幹線	A2-1													空気弁
手代森幹線	A-1	特殊	ハンドホール											空気弁
玉山幹線	I-1	3号	φ1500											管理孔
玉山幹線	I-2	特殊	1.7×1.3											管理孔
玉山幹線	I-3	特殊	2.3×1.4											管理孔
玉山幹線	I-4	特殊	1.7×1.4											管理孔
玉山幹線	B-1	1号	φ900											排泥室
玉山幹線	B-2	1号	φ900											排泥室
玉山幹線	I-5	特殊	1.5×1.8											管理孔
玉山幹線	A-1	特殊	1.4×1.4											空気弁
玉山幹線	I-6	特殊	1.4×1.3											管理孔
玉山幹線	B-3	1号	φ900											空気弁
玉山幹線	A-2	特殊	1.4×1.3											管理孔
玉山幹線	I-7	特殊	1.7×1.3											管理孔
玉山幹線	I-8	特殊	1.8×1.4											管理孔
玉山幹線	B-4	1号	φ900											排泥室
玉山幹線	I-9	特殊	2.3×1.4											管理孔
玉山幹線	B-5	1号	φ900											排泥室
玉山幹線	B-6	1号	φ900											排泥室
玉山幹線	I-9-2	2号	φ1200											管理孔





流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書 (7)

処理区名	都南処理区	巡回点検 年月日	令和 年 月 日 曜日	受注者						
ポンプ場等施設		具 体 的 な 状 況						確 認 日	備 考	
施 設 名 称	建物及び屋根の異 常の有無	建物周りのフェンス及 び鍵の損傷の有無	基礎や地表面の 沈下の有無	他の施設による 異常の有無						
中川ポンプ場										
減勢工										
高田ポンプ場										
手代森ポンプ場										
東仙北ポンプ場										
繫ポンプ場										
巣子ポンプ場										
柴沢ポンプ場										
舟田ポンプ場										





流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書 (10)

処理区名	都南処理区	巡回点検 年月日	令和 年 月 日 曜日	受注者					
河川占用許可標示板		具 体 的 な 状 況						確 認 日	備 考
河 川 名 称 (施 設 名 称)	標識柱の異常 の有無	標示板の異常 の有無	標示板固定金具 の異常の有無	その他					
諸葛川 (左岸)								滝沢1号幹線 M3～M4	
諸葛川 (右岸)								滝沢1号幹線 M3～M4	
諸葛川 (左岸)								滝沢1号幹線 M17-1～M18	
諸葛川 (右岸)								滝沢1号幹線 M17-1～M18	
雫石川 (左岸)								中川圧送幹線 雫石水管橋	
雫石川 (右岸)								中川圧送幹線 雫石水管橋	
御所湖 天狗橋								雫石幹線 天狗橋	
御所湖 猿田橋 (右岸)								雫石幹線 猿田水管橋	
御所湖 猿田橋 (右岸)								雫石幹線 猿田水管橋	
雫石川 (御所湖)								雫石幹線 繫大橋 土地占用	
御所湖 菘内橋 (左岸)								鶯宿幹線 菘内橋	
御所湖 菘内橋 (右岸)								鶯宿幹線 菘内橋	
御所湖 広域公園								鶯宿幹線 I9～M2	
御所湖 町場橋 (右岸)								鶯宿幹線 町場橋	
御所湖 戸沢橋 (右岸)								鶯宿幹線 戸沢橋	
南畑川								鶯宿幹線 榊沢橋	
見前川 (右岸)								矢巾幹線 高田P～M40	
見前川 (左岸)								矢巾幹線 高田P～M40	
新川 (右岸)								都南幹線 東仙北ポンプ場	
北上川 (左岸)								手代森幹線 手代森ゲート	
北上川 (右岸)								手代森幹線 手代森ポンプ場	

